

会員事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

標準貨物自動車運送約款等が改正されました (※重要)

平素は、当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省より物流の持続的な成長を確保するため、現行の商慣行を前提とすることなく、これを是正し、トラック運送事業者が健全な事業運営のために必要な運賃を収受できる環境整備等を図る観点から、「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」の提言（令和5年12月15日公表）を踏まえ、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条第3項等に基づき国土交通大臣が公示している以下の標準運送約款について、標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第210号）により改正されました。

なお、改正された標準運送約款は、令和6年6月1日より施行されます。

また、新しい標準貨物自動車運送約款（掲示用A2判）については、トラック情報5月号に同封し、会員事業者の皆様にお送りする予定としております。

手続きについて

平成31年改正の「標準運送約款」で認可を受けた運送事業者、または独自約款で認可を受けている事業者が令和6年告示の「標準運送約款」を適用する場合は手続きが不要となります。

※ 令和6年告示の「標準運送約款」を適用しない事業者で引き続き平成31年改正の標準運送約款を適用したい事業者、または独自約款を適用し、約款や運賃に「利用運送手数料」の記載が有る場合は手続きの必要があります。

詳細については、全ト協ホームページよりご覧ください。

https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/top/hyoujun_yakkan.html

(問い合わせ先) 内閣府沖縄総合事務局 運輸部陸上交通課

TEL 098-866-1836

公益社団法人沖縄県トラック協会 適正化事業課

TEL 098-863-0280